

令和6年度採用 尼崎市会計年度任用職員 募集案内

● 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は1年（4月1日～翌3月31日）以内^(※1)と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定^(※2)が様々適用されます。

※1 翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。ただし、本市の下記「非常勤行政事務員」については、公募によらない再度の任用は、同一の者について原則として連続2回を限度としており、その後の任用に向けては改めて採用試験を受けていただくこととなります。

※2 服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。

● 会計年度任用職員の募集

本市では、会計年度任用職員の区分を、役割により「非常勤行政事務員」と「非常勤事務補助員」というものに分けており、このたび、下記のとおり募集を行います。

尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）の募集

～健康支援推進担当 健康増進事業健診業務に従事する職員～

1 応募受付期間・時間

- (1) 期間 随時募集 ただし、1件募集があれば、その1週間後を募集期間とします。
- (2) 時間 午前8時45分～正午及び午後1時～午後5時30分
- (3) 備考 日曜日、土曜日及び祝日は受付を行いません。

2 応募条件

次の(1)と(2)の条件をいずれも満たす者

- (1) 保健師免許を有する者
- (2) Wordでの文書作成やExcelでの基本的な表の作成及び関数の使用、電子メールの送受信、ファイル添付等のパソコン操作ができる者

※ただし、地方公務員法第16条各号の規定（欠格条項：下記参照）に該当する方は受験できませんので、ご注意ください。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 応募方法

必要書類を提出先まで郵送又は直接ご持参ください。後日、受験票をお送りします。

(※郵送の場合は封筒に「健康支援推進担当 健康増進事業健診業務応募」と朱書きで記載のこと。)

(1) 必要書類

- ア 尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）採用試験申込書
- イ 保健師免許を有することを証明する書類（写しで可）
- ウ 指定の原稿用紙に記載した作文

(2) 提出先

尼崎市保健局 健康支援推進担当

住所：〒660-0052

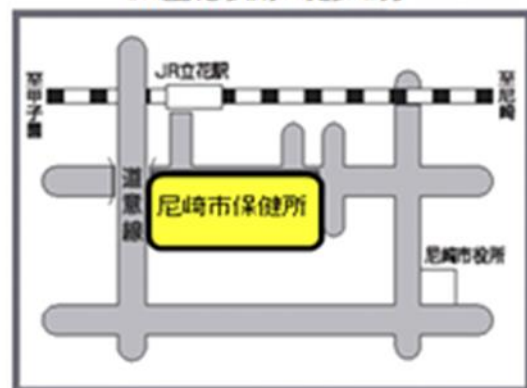
尼崎市七松町1丁目3番1-502号

フェスタ立花南館5階

電話 (06) 6435-8967

FAX (06) 6435-8968

尼崎市保健所
(七松町1-3-1-502 フェスタ立花南館5階)
JR立花駅南へ徒歩1分



健康支援
推進担当

TEL:06-6435-8967
FAX:06-6435-8968

4 採用予定日

試験実施月の翌月又は翌々月の1日

5 採用予定人数

1名

6 勤務条件

(1) 任期

任用開始日～令和7年3月31日まで（次年度も再度任用される場合があります。）

(2) 条件付採用期間

採用日から1か月間（勤務日数が少ないときなどは1か月を超える場合あり）

(3) 勤務場所

尼崎市保健所 健康支援推進担当

(尼崎市七松町1丁目3番1-502号 フェスタ立花南館5階)

(4) 職務内容

- ア 生活保護受給者等を対象とした健康増進事業健診及びそれに伴う保健指導に関する業務
- イ 健康増進事業健診に関する運営、調整業務
- ウ 電話・窓口等における相談業務
- エ パソコン入力等事務作業
- オ その他所属長が必要と認める業務

(5) 勤務日及び勤務時間

次のアとイのいずれかとします。

ア 週4日間勤務30時間勤務。休憩時間は所属長が決定します。

(ア) 始業時間 午前9時00分

(イ) 終業時間 午後5時30分

(ウ) 勤務を要しない日等

a 日曜日及び土曜日

b 月曜日から金曜日までのうち1日

c 国民の祝日に関する法律に規定する休日

d 年末年始(12月29日～翌1月3日)

e その公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、または勤務を要しない日などに勤務させる場合あり

イ 週5日間勤務30時間勤務。休憩時間は所属長が決定します。

(ア) 始業時間 午前9時00分

(イ) 就業時間 午後4時00分

(ウ) 勤務を要しない日等

a 日曜日及び土曜日

b 国民の祝日に関する法律に規定する休日

c 年末年始(12月29日～1月3日)

d その公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、または勤務を要しない日などに勤務させる場合あり

(6) 休暇等

年次休暇(有給)、夏季休暇(有給)、育児休業(無給)等の制度あり

(7) 給与等

ア 報酬月額 168,740円～186,560円(令和6年度)

※年齢や年度により額が異なる給与体系となっています。

イ 期末・勤勉手当 6月及び12月に支給(予定) 年間最大4.5月(令和6年度の予定月数)

ウ 通勤代 自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道2km以上かつ交通機関又は交通用具の利用距離が片道1km以上の場合支給あり

(8) 共済保険、厚生年金保険及び雇用保険

適用あり

※ 適用条件に当てはまる場合は強制的に加入となります。(加入するかどうかを自ら選択することはできません。)

(9) 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり

(10) 勤務場所における受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙

(11) その他

勤務条件については、尼崎市一般職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例その他の勤務条件に関する規程(要綱、要覧その他の定めなどを含む。)が改正されることにより、その内容が変更されることがあります。

7 採用試験

(1) 試験日時 応募書類受付後、別途調整し市が指定した日とします。

(2) 試験場所 尼崎市保健所

(3) 持参品 受験票

8 結果発表

面接試験終了後、速やかに電話又は郵送により通知します。

9 留意事項

- (1) 受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- (2) 応募書類に記載の個人情報については、尼崎市個人情報保護条例により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。
- (3) 応募条件で求めている免許・資格を取得見込みの場合で採用日までにその免許・資格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。

10 問い合わせ先（応募受付先）

尼崎市保健局 健康支援推進担当

〒660-0052 尼崎市七松町1丁目3番1-502号 フェスタ立花南館5階

電話 (06) 6435-8967 FAX (06) 6435-8968

※ 上記以外の職種については、尼崎市のホームページで募集内容をご確認ください。
【尼崎市のホームページアドレス：<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>】
(トップページ > 市政情報 > 職員募集 > 会計年度任用職員の募集)